

## PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳–

2015年11月号 | No. 11/2015

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

日本国特許庁主催の **PCT セミナー** が下記日程で開催されます。事前のお申し込みは必要ですが **無料** です。PCT に関する最新のトピックスをご紹介します。是非ご参加ください。

[https://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/ibento2/h27\\_chiteki\\_setumeikai.htm](https://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/ibento2/h27_chiteki_setumeikai.htm)

2015年12月 2日（水）名古屋

2015年12月 10日（木）広島

2015年12月 3日（木）大阪

2015年12月 14日（月）福岡

2015年12月 7日（月）東京

### 国際出願の電子出願及び手続

#### ポーランド：ポーランド共和国特許庁の ePCT-Filing（ePCT 出願）の受入れ

受理官庁としてのポーランド共和国特許庁（RO/PL）は、2015年11月1日から、PCT-SAFE や EPO オンライン出願に加え、ePCT ポータルの ePCT-Filing（ePCT 出願）機能を利用した国際出願を受入れることを国際事務局に通知しました。電子形式による国際出願の提出に関する RO/PL の詳細は、2015年11月5日付けの公示（PCT 公報）に掲載されました。

[http://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/officialnotices.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf)

PCT 出願人の手引 附属書 C（PL）が更新されました。

#### コロンビア：産業経済監督所（コロンビア）による電子形式での国際出願の受理及び手続きの開始

受理官庁としての産業経済監督所（コロンビア）（RO/CO）は、2015年11月10日から、ePCT ポータルの ePCT-Filing 機能を利用した国際出願を受入れることを国際事務局に通知しました。電子形式による国際出願の提出に関する RO/CO の詳細は、まもなく公示（PCT 公報）に掲載されます。

[http://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/officialnotices.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf)

PCT 出願人の手引 附属書 C（CO）が更新されました。

適用される手数料表の項目 4 に掲載された電子出願の手数料減額は手数料表 I(a) に表示されました。RO/PL 及び RO/CO の受入れにより、ePCT-Filing を受入れる受理官庁は 27<sup>1</sup> になりました。

<sup>1</sup> ePCT 出願は現在、次の受理官庁に対して可能です：RO/IB, RO/AT, RO/AU, RO/BR, RO/CA, RO/CL, RO/CO, RO/CZ, RO/DK, RO/DZ, RO/EA, RO/EE, RO/EP, RO/FI, RO/HU, RO/IN, RO/LV, RO/MX, RO/MY, RO/NZ, RO/PL, RO/QA, RO/SA, RO/SE, RO/SG, RO/TR, RO/ZA

## 年末の国際事務局の閉庁日、公開スケジュールの変更

### 国際事務局の閉庁日

2015年12月及び2016年1月における、国際事務局（IB）の閉庁日は、週末に加えて、2015年12月24日（木）、25日（金）、31日（木）、2016年1月1日（金）となります。

したがって、IBは2015年12月21日（月）から23日（水）、2015年12月28日（月）から30日（水）は業務を行い、2016年1月4日（月）からは平常通り業務を行います。

### PCT Information Service（情報サービス）

PCT情報サービスは2015年12月24日（木）から2016年1月3日（日）まで業務を停止します。業務再開は2016年1月4日（月）午前9時（中央ヨーロッパ時間（CET））です。

なお、その停止期間においてもPCT情報サービスに電話（Tel: (+41-22) 338 83 38）をすると、緊急時に用いられる電話番号を提供する録音メッセージが流れます。なお、PCT情報サービスは、国際出願の提出やそれに続くPCT国際段階での手続についてのご質問にお答えいたします（個別の国際出願に関してはPCTプロセッシングサービスにお問い合わせ下さい）。詳細は以下のURLをご参照下さい。

<http://www.wipo.int/pct/en/infoline.html>

### PCT e-Services（電子サービス）ヘルプデスク

PCT電子サービスヘルプデスクの業務は以下の日程で行います。

2015年12月24日（木）から27日（日）：業務停止

2015年12月28日（月）から30日（水）：業務短縮（午前9時から午後4時（CET））

2015年12月31日（木）から2016年1月3日（日）：業務停止

2016年1月4日（月）から業務再開し、平常通り午前9時から午後6時（CET）

なお、PCT電子サービスヘルプデスクは電子形式での出願の準備、提出及び管理目的のサービス（ePCT（<https://pct.wipo.int>）、PCT-SAFE（<http://www.wipo.int/pct-safe/en/index.html>）、WIPO電子証明書及びデジタルアクセスサービス（DAS）（<http://www.wipo.int/das/en/>））に関する質問を承ります。

### 公開スケジュール

年末の休暇時期において、通常の公開予定日である2015年12月24日（木）と2015年12月31日（木）はWIPO閉庁日にあたるため、公開が1日早まり、それぞれ2015年12月23日（水）と2015年12月30日（水）となります。

上記公開日に関して、国際公開に反映させたい変更はそれぞれ2015年12月8日（火）及び12月15日（火）の24時（CET）までに国際事務局に受理される必要があります。つまり、何れの場合も、公開の技術的準備の完了が、通常、国際公開前15日のところ、14日となりますのでご注意ください。

**PCT 最新情報****国際出願手数料、調査手数料、補充調査手数料及び取扱手数料（多くの官庁）**

2016年1月1日から、PCT手数料表に表示されているとおり、国際出願手数料、30枚を超える用紙毎の手数料、手数料表の項目4に示されている電子出願による減額（該当する場合）、調査手数料、補充調査手数料及び取扱手数料の特定通貨における換算額が変更になります。

これらの変更は *PCT 出願人の手引* (<http://www.wipo.int/pct/guide/en/>) の以下の附属書にて、まもなく更新されます。

- **附属書 C (受理官庁)** : AM, AP, AT, AU, AZ, BA, BE, BH, BW, BY, BZ, CA, CL, CR, CU, CY, CZ, DE, DK, DO, EA, EC, EE, EG, EP, ES, FI, FR, GB, GE, GH, GR, GT, HN, HU, IB, IE, IL, IN, IS, IT, JP, KE, KG, KZ, LR, LT, LU, LV, MC, MD, MT, MW, MX, NI, NL, NO, NZ, PA, PE, PG, PH, PT, RO, RU, SA, SC, SE, SG, SI, SK, SM, SV, SY, TJ, TM, TT, UA, US, UZ, ZA, ZM, ZW
- **附属書 D (国際調査機関)** : AT, AU, CA, CL, CN, EG, EP, ES, FI, IL, IN, JP, KR, RU, SE, US, XN
- **附属書 SISA (国際調査機関 (補充調査))** : AT, EP, FI, SE, XN
- **附属書 E (国際予備審査機関)** : AT, AU, BR, CA, CL, EG, EP, ES, FI, IN, JP, RU, SE, US, XN

AT : オーストリア (ヌクレオチド及び/またはアミノ酸の配列リストの提出)

AZ : アゼルバイジャン (Eメールアドレス、手数料)

BB : バルバドス (国内段階移行の特別な要件)

CO : コロンビア (電子出願、手数料)

IB : 国際事務局 (手数料)

NA : ナミビア (電話及びファックス番号、Eメール及びインターネットアドレス)

PE : ペルー (電話及びファックス番号)

PL : ポーランド (電子出願)

RS : セルビア (手数料)

SG : シンガポール (国際予備審査機関としての管轄に関する制限)

SK : スロバキア (電話番号、Eメールアドレス)

VC : セントビンセントおよびグレナディーン諸島 (手数料、国内段階移行の特別な要件、代理人に関する要件)

VN : ベトナム (官庁の名称、所在地とあて名、電話及びファックス番号、Eメール及びインターネットアドレス)

**PCT-SAFE 更新****PCT-SAFE クライアントソフトウェア 新しいパッチのリリース**

PCT-SAFE クライアントソフトウェア (2015年10月1日付け Version 3.51.071.247) の新しいバージョンが次のサイトからダウンロードできます。

[http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download\\_client.html](http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html)

この新しいバージョンの詳細は上記ウェブサイトでご覧いただけます。

## PCT 関連資料の最新／更新情報

### PCT 規則の履歴

PCT 規則の履歴は、最後に更新された 2014 年 7 月以降の修正を含むように 2015 年 7 月 1 日時点として更新されました。これは PCT 規則の今までの全ての変更について、条文毎に年代順にまとめられており、次のリンク先からご利用いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct\\_regulations\\_history.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_regulations_history.pdf)

### 偽の手数料の支払い請求に対する苦情申立てのための新しいガイダンス（英語以外の言語）

WIPO は PCT 出願人、代理人又は発明者に送られる偽の手数料の支払い請求に歯止めをかけるため締約国及び他の機関と連携を密にしておりますが、関係者にも政府又は国内商取引保護協会にて対処するようお勧めしております。当目的のため、このような偽の請求書に対し、PCT ユーザが苦情申立てをする際の参考情報を PCT ウェブサイトに掲載しました。当該情報は英語に加えて現在、中国語、仏語、独語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語で利用可能になり、下記リンク先の上部右側にて必要な言語を選択してご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct\\_warning.html](http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html)

## 実務アドバイス

### ePCT-Filing（ePCT 出願）を利用して国際出願を提出する際の代理人による出願人への eViewer アクセス権の付与

**Q:** ePCT-Filing（ePCT 出願）を利用して PCT 出願を提出予定の代理人です。出願人は手続きが行われ、出願が提出される国の国籍を有する者ですが、当出願人は実際には時差のある別の国に拠点を置いており、会って連絡をとったり、電話連絡をとったりすることさえも難しい状態です。出願前及び国際出願の過程において共同作業が可能で、出願へのオンラインアクセスを出願人に提供できる方法がありますか？これにより出願手続きが透明性のあるものになり、例えば書誌データに関する間違いを出願人が見つけることが可能になると思います。

**A:** ePCT-Filing を利用して新しい PCT 出願を作成するのでしたら、新しく作成された出願への“eOwner”アクセス権が自動的に付与されますので、WIPO ユーザアカウントを作成し、電子証明書で当該アカウントの認証を得た他のユーザ、又は ePCT システムの“eHandshake”に登録した者へアクセス権を付与することが可能です。出願の確認及び出願手続きの様々な段階での出願人による管理を可能にするため、出願人の参加をご希望でしたら“eViewer”のアクセス権を付与することができます。これにより、当出願人は提出前の PCT 出願の下書きを確認することができ、またそれにより間違いについて連絡を受ければ、必要かつ適切な行動を取ることが可能になります。なお、“eViewer”のアクセス権は国際出願の閲覧を許可しますが、文書又はデータの修正はできず、アクセス権を他者に付与することもできませんので、ご注意ください（しかし、eViewer のユーザは、例えば出願に対する権利を他者に譲渡する場合、自身のアクセス権を削除することが可能です）。

出願の提出前に付与されるアクセス権は出願後も有効です。eViewer のアクセス権を出願人及び発明者に与えることは、間違いの可能性がないか出願を確認可能であり、また提出される文書を閲覧することができるだけでなく、出願の状況を閲覧したり、ePCT からの自動電子メー

ル通知により出願後の進捗の把握が可能になります（eViewer ユーザはそのような電子メール通知を受信します）。例えば、国際事務局（IB）が PCT 様式を発行する度に、又は新しい文書が電子ファイルへ追加される度に（国際調査報告書及び国際調査機関（ISA）の見解書のような関連書類が IB に受理された後すぐに）、通知がなされます。出願後は、ePCT にて国際公開の予定日を確認したり、実際に公開される出願の最初のページをプレビューすることができるため、公開の技術的な準備が完了（通常、公開前 15 日）する前に間違いに気づき訂正が可能になります。さらに、ePCT にて提供されるタイムラインにて、国内段階移行の 30 ヶ月期限の満了日が確認できます。

なお、PCT-SAFE ソフトウェアやその他の ePCT に対応している電子出願ソフトウェアを利用して PCT 出願が提出された場合にも、出願後に、出願人又はその他の関係者へ eViewer のアクセス権を付与することが可能です。

アメリカ合衆国の弁理士である Carl Oppedahl 氏は、ePCT の利用及びクライアントへの eViewer のアクセス権の提供を奨励しており、以下の実用的な例を語っています。

“私たちは最近、発明者はタイにおり、他のクライアント担当者がスイスにいるという PCT 出願を扱いました。ePCT の利用で、彼らは出願前に願書の下書き及び出願本体の下書きを確認することができました。ePCT がなければ、彼らによる確認の恩恵を受けることは難しかったです。”

電子証明書によるユーザアカウントの認証方法に関する詳細は、下記のリンク先にて、“出願人及び第三者のための ePCT ユーザガイド”を参照下さい。

[http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/pct\\_wipo\\_accounts\\_user\\_guide.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/pct_wipo_accounts_user_guide.pdf)

アクセス権の管理に関する詳細は、以下のリンク先の FAQ の 13 から 18 ページ（“セキュリティ及びアクセス権の管理”）をご覧ください。

[http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/pct\\_wipo\\_accounts\\_faq.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/pct_wipo_accounts_faq.pdf)

### **以下の情報の一覧**

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧